

## 港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用取扱要領

制 定 平成 24 年 7 月 6 日 港北政第 400 号（区長決裁）  
最近改正 平成 28 年 9 月 30 日 港北政第 531 号（区長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要領は、港北区キャラクター「港北区ミズキー」のデザイン及び名称（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （権利）

第 2 条 デザイン等に関する一切の権利は、横浜市港北区に属する。

### （使用目的）

第 3 条 デザイン等は、港北区への愛着や親しみを深めるとともに、港北区のイメージ向上のために使用するものとする。

### （定義）

第 4 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「デザイン」とは、デザイン等ガイドマニュアルに定めるデザイン一覧のイラスト又はこれらに準ずる立体物を指す。
- (2) 「デザイン等ガイドマニュアル」とは、デザイン一覧、その使用手続きの詳細及び注意点について港北区長が定めたものをいう。
- (3) 「物品等」とは、印刷物やインターネット上の表示のほか、看板・グッズ等、デザイン等を使用した一切のものをいう。

### （使用の手続き）

第 5 条 デザイン等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、本要領の別表 1 及び別表 2 に定めている物品等の区分に応じ手続きを行うほか、本要領に定めのないものはデザイン等ガイドマニュアルに従い手続きを行うものとする。

2 港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」という。）により申請する際は、次の書類を添えて港北区長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) デザイン等を使用して作成しようとする物品等の企画書
- (2) デザイン等ガイドマニュアルに定められたデザイン一覧のデザインの一部改変を申請する場合はそのデザイン案
- (3) その他港北区長が必要と認める書類

3 港北区長は、前項の申請をした者に対して、必要があると判断したときは、書類及び

デザインの修正や追加書類の提出を求めることができる。

- 4 別表1及び別表2の定めにより使用申請書の提出が不要の場合にも、使用にあたっては、本要領及びデザイン等ガイドマニュアルに定める事項を遵守しなければならない。

#### (使用の承認)

第6条 港北区長は、前条第1項の申請の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認する。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき、又はそのおそれのあるとき。
  - (2) 港北区の信用若しくは品位を害するとき、又はそのおそれのあるとき。
  - (3) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援するものであると認められるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき若しくはそのおそれのあるとき。
  - (4) 本要領及びデザイン等ガイドマニュアルに従って使用手続きをしないとき、又はデザイン等の使用にあたり本要領及びデザイン等ガイドマニュアルの定めに従わないおそれのあるとき。
  - (5) 「港北区ミズキー」のイメージを損なうとき、又はそのおそれのあるとき。
  - (6) その他、港北区長が公益上の観点、著作権管理の観点又は第三者の権利侵害の観点から使用について不適当と認めるとき。
- 2 営利目的又は販売目的と認められる使用目的の場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の規定にかかわらず、デザイン等の使用を承認しない。
    - (1) 港北区内の製品の販路拡大に資すると認められるとき。
    - (2) 港北区内の産業振興を目的とするとき。
    - (3) その他港北区長が必要と認めるとき。
  - 3 港北区長は、使用を承認するときは、港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)により通知する。この承認にあたっては、港北区長が必要と認める場合には使用条件を付すことができるものとし、その内容を承認通知書に記載する。
  - 4 港北区長は、使用を承認しないときは、港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用不承認通知書(様式第3号)により、前条第3項の申請をした者に通知する。

#### (使用料)

第7条 デザイン等を使用する際の使用料は無料とする。

#### (使用期間)

第8条 使用申請書で申請する際のデザイン等の使用期間は、最長で使用開始の翌年度の末日までとする。

- 2 港北区長は、前項の規定により申請された使用期間について、必要に応じ、変更することができる。この場合において変更した使用期間は、承認通知書に記載して通知する。
- 3 前2項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、当該使用

期間が満了する 30 日前までに港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用期間更新申請書（様式第 4 号。以下「更新申請書」という。）を港北区長に提出することとする。

- 4 前項の更新申請書により更新できる期間は、更新を希望する開始日より翌年度の末日までとする。
- 5 港北区長は、第 3 項の規定により申請を受け、その内容を承認する場合には、港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用期間更新承認通知書（様式第 5 号。以下「更新承認通知書」という。）により通知する。この承認にあたっては、港北区長が必要と認める場合には使用条件を付すことができるものとし、その内容を更新承認通知書に記載する。
- 6 港北区長は、第 3 項の規定により申請を受け、その内容を承認しない場合には、港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用期間更新不承認通知書（様式第 6 号）により通知する。

（デザイン等の一部改変）

第 9 条 デザイン等の一部改変を求めようとする者は、第 5 条第 2 項の規定により港北区長に申請することができる。

- 2 デザイン等の一部改変の事務は、横浜市港北区区政推進課（以下「区政推進課」という。）が所管する。
- 3 第 1 項の申請をした者が、第 6 条第 3 項の規定より使用の承認を通知されたときは、承認通知書に記載されている内容のとおりデザイン等とし、この場合の一切の費用は使用者の負担とする。

（使用状況等の報告）

第 10 条 港北区長は、使用者に対しキャラクターの使用状況について必要に応じ、報告させること及び調査することができる。

（承認内容の変更）

第 11 条 使用者は、第 6 条及び第 8 条の規定により承認を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用内容変更申請書（様式第 7 号）を港北区長に提出し、変更内容についての承認を得るものとする。

- 2 港北区長は、デザイン等の使用内容の変更を承認する場合には、港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用内容変更承認通知書（様式第 8 号。以下「変更承認通知書」という。）により通知する。
- 3 港北区長は、デザイン等の使用内容の変更を承認しない場合には、港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用内容変更不承認通知書（様式第 9 号）により通知する。
- 4 第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定は、本条第 1 項の申請について準用する。

(使用禁止及び承認の解除)

第12条 港北区長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第6条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 第6条第3項の条件に反したとき。
- (4) 次条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 港北区長は、次の各号に該当する場合は、デザイン等の使用を禁止し、又は使用の承認を解除することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、なお是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、第3条に定める使用目的を達成するために緊急を要するとき。
- (3) 使用申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他港北区長が必要と認めるとき。

3 港北区長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は承認を解除するときは、港北区キャラクター「港北区ミズキー」デザイン等使用禁止・使用承認解除通知書（様式第10号。以下「使用禁止通知書」という。）により、使用者に通知する。

4 本条の規定による使用禁止又は使用承認の解除により使用者に生じた損害等について、港北区は責任の一切を負わない。

(使用上の遵守事項)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) 承認を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本要領及びデザイン等ガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則としてデザイン等を使用するときは、「©横浜市港北区ミズキー」、「©港北区ミズキー」又は「©港北区」を表記すること。ただし、非販売目的かつ非営利目的で使用する場合には、可能な限り表記すること。
- (5) 使用の承認に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すこと」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 承認を受けて作成する物品等は、生産に入る前に見本（インターネット上の表示の場合には、その印刷物）を港北区長に提出し監修を受けること。ただし、別表1及び別表2の見本品提出・監修不要に該当する場合は、これらを要しない。
- (7) 承認を受けた使用対象物品等の完成品（インターネット上の表示の場合には、その印刷物）は、速やかに港北区長に提出すること。ただし、別表1及び別表2の完成品提出不要に該当する場合はこれを要しない。
- (8) 前2号に関して、提出が困難と港北区長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(損失補償等の責任)

第 14 条 使用者が、デザイン等の使用に関することによって、第三者との間に国内外を問わず紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、港北区は責任の一切を負わない。

2 前項の紛争には、「港北区ミズキー」からなる文字商標及びそれに類似する商標について第三者が所有する可能性がある場合を含む。

3 デザイン等が、横浜市又は港北区の諸事情により、使用中止、内容変更等が行われた場合でも、使用者は、何人に対してもいかなる苦情の申し立ても行わないものとする。

(管理)

第 15 条 デザイン等の使用管理及び当要領に関する事務については、区政推進課が所管する。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に港北区長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 7 月 6 日から施行する。

(適用)

2 この要領に基づくデザイン等の使用の承認は、使用を希望する物品等が、平成 24 年 8 月 1 日以降に提供されるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

(適用)

2 この要領に基づくデザイン等の使用の承認は、使用申請書を施行日以降に受理するもの、または別表 1 及び別表 2 の定めにより使用申請書の提出が不要に該当し物品等が施行日以降に完成するものに適用する。

別表1 印刷物またはインターネット上の表示

	港北区へ 事前連絡	使用申請 書提出	見本品提 出・監修	完成品 提出
1 非販売目的で使用				
(1) 非営利目的で使用				
(ア) 個人	不要	不要	不要	不要
(イ) 港北区役所				
(ウ) 港北区以外の横浜市区局				
(エ) 学校等が教育目的で使用				
(オ) 横浜市が出資・出捐している団体				
(カ) 地方公共団体、国				
(キ) 横浜市指定管理者による指定管理に関連する業務				
(ク) 横浜市区局が後援・共催名義の使用を承諾している事業				
(ケ) 報道機関が報道・広報の目的で使用				
(コ) 横浜市内の商店街、ショッピングセンターのテナント会、企業団体、商工会議所等				
(サ) 上記以外の場合	必要	必要	必要	必要
(2) 営利目的で使用	必要	必要	必要	必要
2 販売目的で使用				

別表2 その他の物品等

	港北区へ 事前連絡	使用申請 書提出	見本品提 出・監修	完成品 提出
1 非販売目的で使用				
(1) 非営利目的で使用				
(ア) 個人	必要	不要	必要	必要
(イ) 港北区役所				
(ウ) 港北区以外の横浜市区局				
(エ) 学校等が教育目的で使用				
(オ) 横浜市が出資・出捐している団体				
(カ) 地方公共団体、国				
(キ) 横浜市指定管理者による指定管理に関連する業務				
(ク) 横浜市区局が後援・共催名義の使用を承諾している事業				
(ケ) 報道機関が報道・広報の目的で使用				
(コ) 横浜市内の商店街、ショッピングセンターのテナント会、企業団体、商工会議所等				
(サ) 上記以外の場合				
(2) 営利目的で使用		必要		
2 販売目的で使用				